

令和6年
岩手県教育委員会定例会
6月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和6年6月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和6年6月17日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 議案第4号 岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第3 議案第5号 岩手県立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第4 議案第6号 岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第5 議案第7号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)
- 第6 議案第8号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)
- 第7 議案第9号 職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

閉会

議案第 4 号

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱をすることについて、議決を求める。
任命及び委嘱（令和 6 年 7 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立大慈寺小学校校長	吉 田 洋 倫
県立盛岡青松支援学校校長	青 柳 禎 久
県立盛岡第二高等学校校長	菊 池 省 治
岩手県青年団体協議会副会長	千 葉 慎 也
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶 田 佐知子
一般社団法人岩手県 P T A 連合会会長	山 下 泰 幸
盛岡市社会教育委員	中 村 利 之
一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	千 葉 美佳子
久慈市中央市民センター所長	岩 花 由紀子
元県立県北青少年の家所長	森 川 静 子
特定非営利活動法人まんまるママいわて代表理事	佐 藤 美代子
特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	半 澤 久 枝
岩手大学教育学部准教授	深 作 拓 郎
岩手県立大学高等教育推進センター教授	福 島 朋 子
奥州市教育委員会教育長	高 橋 勝

令和 6 年 6 月 17 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱 新旧対照表(案)

(任期:R6.7.1~R8.6.30)

No.	選出区分		推薦団体	現委員					No.	新委員(案)							
				職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	年数		市町村	職名等	氏名	年齢	性別	年数	市町村	
1	学校関係者	小中学校	岩手県小学校長会	盛岡市立大慈寺小学校長	武田伸一	60	男	1	盛岡市	1	盛岡市立大慈寺小学校長	吉田洋倫	59	男	新	盛岡市	
2		特別支援	特別支援学校連絡協議会	岩手県立盛岡青松支援学校長	青柳禎久	53	男	1	矢巾町	2	岩手県立盛岡青松支援学校長	青柳禎久	53	男	1	矢巾町	
3		高等学校	岩手県高等学校長協会	岩手県立盛岡第二高等学校長	鈴木広樹	61	男	2	盛岡市	3	岩手県立盛岡第二高等学校長	菊池省治	58	男	新	北上市	
4	社会教育関係者	青年	岩手県青年団体協議会	岩手県青年団体協議会長	松田恵美子	37	女	8	随前高田市	4	岩手県青年団体協議会副会長	千葉慎也	31	男	新	盛岡市	
5		婦人	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	(特非)岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶田佐知子	63	女	2	盛岡市	5	(特非)岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶田佐知子	63	女	2	盛岡市	
6		PTA	一般社団法人岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会長	岩館智子	49	女	2	盛岡市	6	(一社)岩手県PTA連合会長	山下泰幸	48	男	新	盛岡市	
7		社教連	岩手県社会教育連絡協議会	盛岡市社会教育委員	中村利芝	78	男	4	盛岡市	7	盛岡市社会教育委員	中村利芝	78	男	4	盛岡市	
8		生涯学習			一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	千葉美佳子	57	女	2	一関市	8	一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	千葉美佳子	57	女	2	一関市
9						久慈市中央市民センター所長	亀田義治	49	男	1	久慈市	9	久慈市中央市民センター所長	岩花由紀子	52	女	新
10				前岩手県立県北青少年の家所長	森川静子	68	女	4	二戸市	10	元岩手県立県北青少年の家所長	森川静子	68	女	4	二戸市	
11	家庭教育関係者	家庭教育		(特非)まんまるママいわて代表理事	佐藤美代子	45	女	2	花巻市	11	(特非)まんまるママいわて代表理事	佐藤美代子	45	女	2	花巻市	
12		福祉		(特非)矢巾ゆりかご理事長	半澤久枝	51	女	4	矢巾町	12	(特非)矢巾ゆりかご理事長	半澤久枝	51	女	4	矢巾町	
13	学識経験者	高等機関	岩手大学	岩手大学教育学部准教授	深作拓郎	50	男	1	盛岡市	13	岩手大学教育学部准教授	深作拓郎	50	男	1	盛岡市	
14			岩手県立大学	岩手県立大学高等教育推進センター准教授	福山大	39	男	4	盛岡市	14	岩手県立大学高等教育推進センター教授	福島朋子	56	女	新	盛岡市	
15		市町村教委	岩手県市町村教育委員会協議会	奥州市教育委員会教育長	高橋勝	65	男	2	奥州市	15	奥州市教育委員会教育長	高橋勝	65	男	2	奥州市	
16	公募		(福)岩手県社会福祉事業団みたけの園	玉懸隆一	79	男	2	滝沢市									

※年齢は、令和6年7月1日現在

参考資料（根拠法令）

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条** 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岩手県生涯学習審議会条例（平成4年条例第30号）

（設置）

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定に基づき、岩手県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成12年条例第84号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第84号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法(昭和24年法律第207号)

第4章 社会教育委員
(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものとする。

岩手県社会教育委員の定数等に関する条例(昭和24年条例第48号)

(設置)

岩手県社会教育委員の定数等に関する条例を次のように定める。

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、岩手県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。
(委員の定数等)

第2条 委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員はその事情により、任期中といえどもこれを解嘱することができる。

一部改正〔昭和58年条例19号・平成13年条例57号・平成26年条例72号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年7月9日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

岩手県社会教育委員会議運営規則（昭和 24 年教育委員会規則第 15 号）

岩手県社会教育委員会議運営規則を次のとおり定める。

岩手県社会教育委員会議運営規則

第 1 条 岩手県社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条の職務を行うために会議をもつ。

第 2 条 委員の会議は教育長が、これを招集する。

第 3 条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめこれを通知しなければならない。

第 4 条 招集は、開会の日前 7 日までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第 5 条 会議招集の通知後に、緊急実施を要する事項があるときは、第 3 条の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

第 6 条 委員の会議には、互選により議長及び副議長 1 人をおくものとする。

2 議長及び副議長の任期は 1 年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

第 7 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

第 8 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第 9 条 会議の結果は、これを教育長に報告しなければならない。

第 10 条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第 11 条 委員は、その職務を行うため必要に応じて常時又は臨時に小委員会をおくことができる。

第 12 条 委員は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第 13 条 関係職員は、会議に出席して意見を述べるることができる。

第 14 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別に教育長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 35 年 1 月 8 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 25 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

岩手県立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立図書館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和 6 年 7 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
岩手県学校図書館協議会長（盛岡市立向中野小学校長）	三 浦 建 成
岩泉町教育委員会社会教育委員	高 橋 真二郎
特定非営利活動法人おはなしころりん理事長	江 刺 由紀子
東北学院大学文学部准教授	吉 植 庄 栄
洋野町立種市図書館館長補佐兼大野図書館館長補佐	平 留美子
株式会社岩手日報社編集局報道センター長	細 田 清
盛岡大学短期大学部准教授・作家	澤 口 たまみ
エッセイスト	千 葉 万美子

令和 6 年 6 月 17 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立図書館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立図書館協議会委員の任命 新旧対照表（案）

（任期：R6. 7. 1～R8. 6. 30）

No.	選出区分	現委員						No.	新委員（案）					
		現 職	氏 名	年齢	性別	年数	市町村		現 職	氏 名	年齢	性別	年数	市町村
1	学校教育関係者	岩手県学校図書館協議会会長（盛岡市立向中野小学校長）	テ照ル井大 道	57	男	2	盛岡市	1	岩手県学校図書館協議会会長（盛岡市立向中野小学校長）	ミウラ浦 建 成	57	男	新	盛岡市
2	社会教育関係者	岩泉町教育委員会社会教育委員	タカハン 真二 郎	71	男	2	岩泉町	2	岩泉町教育委員会社会教育委員	タカハン 真二 郎	71	男	2	岩泉町
3	家庭教育関係者	一関市読み聞かせ団体風の森ココロ代表	カナサト 由 美	57	女	2	一関市	3	（特非）おはなしころりん理事長	エサシ 刺 由 紀 子	62	女	2	大船渡市
4	学 識 経験者	盛岡大学文学部准教授	ヨシ ヱ植 庄 栄	52	男	6	盛岡市	4	東北学院大学文学部准教授	ヨシウヱ 植 庄 栄	52	男	6	宮城県仙台市
5		洋野町立種市図書館館長補佐兼大野図書館館長補佐	タイラ 留 美 子	53	女	2	青森県階上町	5	洋野町立種市図書館館長補佐兼大野図書館館長補佐	タイラ 留 美 子	53	女	2	青森県階上町
6		（株）岩手日報社総合メディア局次長	オ小 ヤマ 嘉 朗	60	男	4	盛岡市	6	（株）岩手日報社編集局報道センター長	ホソダ 田 清	57	男	新	盛岡市
7		作家	サワグチ 口 た ま み	63	女	4	紫波町	7	盛岡短期大学部准教授作家	サワグチ 口 た ま み	63	女	4	盛岡市
8		（特非）おはなしころりん理事長	エサシ 刺 由 紀 子	62	女	2	大船渡市	8	エッセイスト	チハ 葉 万 美 子	66	女	新	一関市

図書館法（昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号）

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 67 号）

（図書館協議会）

第 9 条 図書館法第 14 条の規定に基づき、図書館に岩手県立図書館協議会を置く。

2 岩手県立図書館協議会は、委員 8 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

岩手県立図書館管理運営規則（昭和 55 年 3 月 31 日教育委員会規則第 5 号）

第 8 条 条例第 9 条の規定による岩手県立図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、図書館長に対し意見を述べることができる。

- （1）図書館資料の収集、整理、保存等に関する事
- （2）図書館資料の調査研究、利用等に関する事
- （3）その他図書館の運営に関する事

（会長）

第 9 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 10 条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第 12 条 この規則の実施に関し必要な事項は、図書館長が定める。

議案第6号

岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和6年7月1日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立東松園小学校校長	小田島 晃 司
盛岡市立厨川中学校校長	照 井 英 輝
岩手県立盛岡第四高等学校校長	川 崎 広 幸
一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	福 田 育 英

2 解任（令和6年6月30日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
阿 部 俊 一	令和5年 6月 23日	辞任の申し出があったため
丸 橋 友 之	令和5年 6月 23日	辞任の申し出があったため
上 柿 剛	令和5年 6月 23日	辞任の申し出があったため
向 井 隆	令和5年 6月 23日	辞任の申し出があったため

令和6年6月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立博物館協議会委員（案）

委員任期：令和5年6月23日～令和7年6月22日
 公募委員：令和5年12月23日～令和7年12月22日

No.	分野	推薦団体	現委員					新委員（案）						
			※年齢は令和6年7月1日現在					※年齢は令和6年7月1日現在						
			職名等（就任時）	氏名	年齢	性別	居住地	年数	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	備考
1	学校教育関係者	岩手県小学校長会	盛岡市立東松園小学校長	阿部 俊一	61	男	盛岡市	3	盛岡市立東松園小学校長	小田島 晃司	58	男	盛岡市	
2		岩手県中学校長会	盛岡市立上田中学校校長	丸橋 友之	57	男	滝沢市	2	盛岡市立厨川中学校	照井 英輝	58	男	盛岡市	
3		岩手県高等学校長協会	県立盛岡第四高等学校長	上柿 剛	61	男	盛岡市	4	県立盛岡第四高等学校長	川崎 広幸	59	男	盛岡市	
4	社会教育・家庭教育関係者	岩手県青年団体協議会	葛巻町青年連合協議会会員	桂川 いずみ	34	女	盛岡市	2		変更なし				
5		特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長	沼田 けさ子	63	女	矢巾町	2		変更なし				
6		一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	向井 隆	45	男	久慈市	3	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	福田 育英	47	男	盛岡市	
7	団体推薦等	岩手県博物館等連絡協議会	もりおか歴史文化館学芸員	福島 茜	38	女	盛岡市	4		変更なし				
8		岩手県市町村教育委員会協議会	滝沢市教育委員会教育長	太田 厚子	63	女	盛岡市	2		変更なし				
9		岩手県立博物館友の会	岩手県立博物館友の会会員	細越 千絵子	55	女	盛岡市	8		変更なし				
10		株式会社岩手日報社	株式会社岩手日報社論説委員会副委員長	細田 清	57	男	盛岡市	2	株式会社岩手日報社編集局報道センター センター長 論説委員会委員	変更なし				
11	学識経験者	個人	岩手医科大学教養教育センター長	松政 正俊	63	男	盛岡市	8		変更なし				
12			前公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター所長	齊藤 邦雄	67	男	北上市	2		変更なし				
13			啄木研究家（元石川啄木記念館学芸員）	山本 玲子	67	女	八幡平市	6		変更なし				
14			盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	石川 京子	76	女	盛岡市	4		変更なし				
15			公募	田老和心会特別養護老人ホームふれあい荘施設長	松本 勝徳	63	男	宮古市	1		変更なし			

任命前 (任命後)R6.7.1現在

委員数	15人以内	15人	15人
委員の男女比率（男性・女性）	男女いずれも40%以上目標	53.3%：46.7%	53.3%：46.7%
若手委員（50歳未満）の登用率	25%以上目標	20.0%	20.0%
委員の平均年齢		58.0歳	57.9歳
在任期間8年超	原則8年間程度	なし	なし

根拠法令等（抜粋）

◇博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

◇博物館条例（昭和 55 年 7 月 15 日条例第 41 号）

（博物館協議会）

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◇岩手県立博物館管理運営規則（昭和 55 年 9 月 26 日教育委員会規則第 9 号）

（協議会の所掌）

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に対して意見を述べることができる。

- （1） 資料の収集、保管、展示等に関する事。
- （2） 資料の調査研究、利用等に関する事。
- （3） その他博物館の運営に関する事。

（会長）

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。